

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 11 月 13 日一部改正
平成 25 年 3 月 5 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 2 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正

七戸町クリーンエネルギー促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、町民の環境に対する意識の高揚、クリーンエネルギーの普及及び地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等（以下、「機器等」という。）を整備する町民及び町内事業者に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、七戸町補助金等交付規則（平成 17 年 3 月 31 日。七戸町規則第 4 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム

建物の屋根等に設置して、太陽光を利用して発電する装置をいう。

(2) 太陽熱利用システム

太陽の熱を給湯又は暖房等に利用するシステムで、自然循環型と共生循環型のシステムのことをいう。

(3) 木質バイオマス熱利用設備

木質バイオマスである「ペレット、薪、チップ」を燃料とするストーブ、ボイラー設備のことをいう。

(4) 地中熱ヒートポンプ設備

地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯・融雪用のエネルギーとして利用する設備のことをいう。

(5) 高効率エネルギー設備

ガスエンジン給湯暖房機（エコウィル）、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、ハイブリッド給湯暖房機（ECO ONE）、CO2 冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、高効率減圧式石油給湯器（エコフィール）、燃料電池（エネファーム）のことをいう。

(6) 家庭用蓄電池

電力不足時に対応することができる家庭向けに販売される蓄電装置設置のことをいう。

(7) クリーンエネルギー自動車

電気自動車（EV）、プラグ・イン・ハイブリッド車（PHV）のことをいう。

(8) EV・PHV家庭用充電設備

200Vの家庭用EV倍速充電設備のことをいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる機器等（以下、「補助対象機器等」という。）の要件及び補助金額は、住宅用、事業者用及び個人の区分ごとに別表第1に定めるものとする。但し、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金額の4分の1にあたる額を商品券で発行するものとする。但し、1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

3 補助金額から商品券分を差し引いた額を振込みにより交付する。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）住宅用については、町内に住所を有する者若しくは町内に住所を有しようとする者で、当該住宅（賃貸住宅及び使用貸借住宅の場合にあつては、当該住宅の所有者から当該機器等を設置又は施工することについて所有者同意書を得ているものに限る。）に機器等を設置又は施工する者であること。事業者用については、町内に事業所又は事務所を有する法人又は個人事業者若しくは町内に事業所又は事務所を有しようとする法人又は個人事業者で、当該事業所、事務所に機器等を設置或いは当該事業所、事務所で使用する者。個人においては、町内に現在まで1年以上住所を有する個人であること。

（2）導入する機器等は未使用のものであること。また、車両においては、新規登録車両であること。

（3）機器等は、展示物としてではなく日常的に使用する場合に限る。

（4）当該年度に補助対象機器等設置工事に着手し、当該年度の3月31日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。但し、本要綱第9条に定める交付決定を受けていることを条件とする。

（5）補助金の交付を申請しようとする者及びその世帯人全員が、町税等（町県民税、固定資産税、国民健康保険税、自動車税、法人又は個人事業税等）を滞納していないこと。

（6）補助金を受けた機器等については、町が必要とする場合、設置後5年間は設置確認及び書類確認について応じることができる者であること。

（7）町が実施する「再生可能エネルギー」、「省エネルギー」等のアンケート調査に協力できる者であること。

（8）補助金の増額対象となる「町内事業者」とは、町内に本社機能を有する事業者等のことをいう。

2 リース業者については、補助金相当額がリース料に還元されること。

（補助対象経費の範囲）

第5条 補助対象経費は、機器等の購入及び施工に要する経費、車両購入に係わる経費とする。その範囲は、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事に要する経費とする。車両については、車両本体価格の費用とする。但し、消費税相当額は除外とする。

2 補助金の交付は、別表第1に規定する補助対象機器等の種類毎に1世帯、1事業所毎に1回とする。また、種類内の重複は補助対象外とする。

3 クリーンエネルギー自動車購入を目的とするリースにおいては、リース業者が個人又は事業者に3年以上のリース期間を定めるものとする。

（募集）

第6条 町は、年度毎に別表第2で定める募集期間により申請書を受付けるものとする。

- 2 第1項に規定する募集期間以外であっても、町長が特に必要と認める場合は申請書を受付けることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、機器等の設置及び施工前に、補助金交付申請書(住宅用にあつては第1号様式の1、事業者用にあつては第1号様式の2、個人(EV・PHV購入に限る)にあつては第1号様式の3)に、別表第3に掲げる書類を添付し、あらかじめ町長へ提出しなければならない。但し、機器等の設置及び施工着手後または完了した後に交付申請を行う者については、特に町長が認めた場合において、事後申請を受け付けるものとする。

- 2 前項の規定による申請は、一つの機器等について重複して申請はできない。
- 3 その他町長が必要と認める書類

(事務代行者)

第8条 申請者は、前条の補助金交付申請、第10条の申請内容等の変更等、第11条の設置完了報告について、対象機器等を販売する者(以下、「事務代行者」という。)に対して、これらの手続きを代行させることができる。

- 2 申請者は、前項の事務手続きを代行させる場合、事務代行届(第2号様式。以下「代行届」という。)を町長に提出しなければならない。
- 3 事務代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。
- 4 町長は、事務代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該事務代行者に対して代行の停止を求めることができる。

(交付決定)

第9条 町長は、受付を先着順に行うものとする。

- 2 町長は、申請書を受け付けた後、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定(以下「交付決定」という。)の適否を判断し、適正な受付があった日の順に補助金を交付する者(以下「交付決定者」という。)及び補助金交付額を決定する。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。
- 4 町長は、交付若しくは不交付を決定したときは、補助金交付・不交付決定通知書(第3号様式。以下「交付・不交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容等の変更等)

第10条 補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、機器等の購入・設置又は施工内容の変更、機器等の購入・設置を中止しようとするときは、予め計画変更・中止届兼承認書(住宅用にあつては第4号様式の1、事業者用にあつては第4号様式の2、個人にあつては第4号様式の3)を町長に届出して、その承認を受けなければならない。計画変更・中止届兼承認書により補助金交付決定金額に増額または減額が生じた場合は、第3条で示す範囲内で変更することができる。

(報告書の提出)

第11条 補助金交付決定者は、当該年度の3月31日までに、完了報告書(住宅用にあつては第5号様式の1、事業者用にあつては第5号様式の2、個人(EV・PHV購入に限る)にあつては第5号様式の3)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 機器等の購入又は施工に関わる領収書及びその内訳書等の写し
- (2) 機器等の購入又は設置・施工完了後のカラー写真及び配置図
- (3) 機器等の購入又は設置・施工経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- (4) 機器等の規格、構造及び製造番号等が分かるもの
- (5) 機器等を使用する住宅又は事業所・営業所の位置図
- (6) 住宅用においては、申請者の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
- (7) 個人用（クリーンエネルギー自動車）においては、運転免許証の写し及び車検証の写し
- (8) 発電を行なうものについては、電力会社との系統連系契約の写し
- (9) 申請者本人の宛先を記入し82円切手を添付した返信用封筒（定型第1種）
- (10) 上記提出書類が当該年度を越えることが予想される場合は、町長に速やかに報告し、翌年度5月20日までに提出できることとし、町長が必要と認める書類に代えることができる。
- (11) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定及び補助金の交付）

第12条 町長は、前条の設置完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付確定通知書（様式第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金交付額確定通知を受けた者は、補助金交付請求書（第7号様式）を提出し、補助金の交付及び商品券を受けるものとする。

（商品券の交付）

第14条 町長は、前条の規定による請求があったときは、遅滞なく第3条の規定により算出した額に相当する商品券を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定により商品券を交付しようとするときは、七戸商店会協同組合商品券を使用するものとする。

（商品券の返還）

第15条 町長は、商品券の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、商品券の全部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) その他商品券を交付することが適当でないと認められるとき。

（管理）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象機器等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下、「法定耐用年数」という。）を経過するまでの期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、住宅、事業者、個人で使用しなければならない。この場合において、交付を受けた者は、天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、補助対象機器等が損傷又は滅失したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第17条 交付を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第8号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条に規定する義務を履行できない場合は、当該補助金を使用月で算出した金額を返納しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第18条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱規定に違反したとき。

2 町長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消・返還通知書（第9号様式）により速やかに通知する。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び遅延金)

第19条 前条第1項の規定により補助金等の決定の全部又は一部の取消をした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第20条 町長は、補助金に関して必要であると認めるときは、申請者から報告を求め、又は、自ら調査を実施することができる。

(協力)

第21条 町長は、この要綱による補助を受けて機器等を購入又は設置・施工した者に対し、必要に応じて個々に関する資料の提供、その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第22条 この要綱に定めのない事項は、七戸町補助金等交付規則（平成17年3月31日。七戸町規則第42号）の定めるもののほか、企画調整課長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	種類	補助対象機器等の要件	備考	補助金額	
住宅用・事業者用	1	太陽光発電システム	(1)住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを変換し低圧配電線と逆潮流有りで連系するシステム。	出力1kWあたり3万1千円とし、補助金上限額は、12万4千円とする。	
	2	太陽熱利用			
	ア	太陽熱給湯システム (強制循環型)	(1)財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた強制循環型ソーラーシステム又は同等と認めるもの。 2)集熱面積が2㎡以上。	1 設備あたり5万2千円。	
	イ	太陽熱温水器 (自然循環型)	(1)財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた自然循環式太陽熱温水器又は同等と認めるもの。 (2)集熱面積が2㎡以上。	1 設備あたり3万1千円。	
	3	木質バイオマス熱利用設備			
	ア	ストーブ (ペレット、薪、チップ)	(1)対象機器の本体価格が、10万円以上のものとする。	設置費用の5分の1以内の額とし、補助金上限額は5万2千円。	
	イ	ボイラー (ペレット、チップ)	(1)設置費用が100万円以上のものに対して補助する。	1 設備あたり10万3千円。	
	4	地中熱ヒートポンプ設備 (ヒートポンプレス含む)	(1)エネルギー消費効率(COP)が3.0以上であること。 (2)寒冷地仕様であること。	設置費用の10分の1以内とし、補助金上限額は15万5千円。	
	5	高効率エネルギー設備			
	ア	ガスエンジン給湯・暖房機器 (エコウィル)	(1)JIS基準(JIS B 8122)に基づく計測を行い、総合効率が80%以上(LHV基準)であること。	設置費用の10分の1以内とし、補助金上限額は5万2千円。	

住宅用・事業者用	イ	潜熱回収型給湯・暖房機器 (エコジョーズ)	(1) 定格熱出力 58 kW 未満の、潜熱回収型給湯器であって、JIS 基準 (JISS2109) に基づく給湯熱効率が 95%以上であること。但し、定格熱出力 35 kW 以上の潜熱回収型給湯器については、窒素酸化物排出濃度が 60ppm 以下であること。		
	ウ	ハイブリッド給湯・暖房機器 (ECO ONE)	(1) LPGを利用するものであること。 (2) エネルギー消費効率が 90%以上であること。		
	エ	CO2 冷媒ヒートポンプ給湯・暖房機器 (エコキュート)	(1) 社団法人日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R 規格に基づく年間給湯効率(JRA)が 3.1 以上であること。但し、次に掲げる機器については、年間給湯効率(JRA)が 2.7 以上であること。 ① 薄型 2 缶タイプ ② 角型 1 缶タイプ ③ 容量が 200 リットル以下の小容量タイプ ④ 一体型タイプ ⑤ 多機能タイプ (2) 日本工業規格 JIS C 9220 の評価に基づく性能表示があり、ふろ保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(JIS)が 2.7 以上、ふろ保温機能のない機種は、年間給湯効率(JIS)が 3.1 以上であること。但し、次に掲げる機器については、年間給湯保温効率(JIS)又は年間給湯効率(JIS)が 2.4 以上であること。 ① 薄型 2 缶タイプ ② 容量が 240 リットル以下の小容量タイプ ③ 一体型タイプ ④ 多機能タイプ		

住宅用・事業者用	オ	高効率減圧式石油給湯・暖房機器 (エコフィール)	(1) 石油（灯油）を利用するものであること。 (2) 熱効率（給湯）が90%以上であること。		
	カ	燃料電池 (エネファーム)	(1) 1台あたりの発電能力が0.5kWから1.5kWであって、貯湯容量150リットル以上の貯湯ユニットを有し、燃料電池ユニットの排熱を蓄えられ、JIS基準（JISC8823）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。		
	6	家庭用蓄電池	(1) 蓄電池容量が1kWh以上で、かつ定格出力が500W以上のものであること。鉛蓄電池については、サイクルユースに適したバッテリーであること。 (2) インバーター出力波形が正弦波であること。 (3) 蓄電池・インバーター・充電器が一体となっており、商品一体で耐電圧試験及び絶縁試験を行っているもの。		蓄電池容量1kWhにつき2万1千円。(上限6万3千円)
事業者用・個人用	7	クリーンエネルギー自動車	(1) 補助対象は、普通自動車、小型車、軽4輪車であること。 (2) 初年度登録の車両であること。		車両価格の10分の1以内とし、補助金上限額は10万3千円。
事業者用	8	EV・PHV家庭用充電設備	(1) 倍速充電（EV・PHVに充電するための単相交流電圧200ボルト）のコンセント工事。 (2) 充電設備を利用者に無償提供し、且つ町やその他の団体が作成する充電場所を示す地図等に掲載することを許可し、一般開放するもの。	町内事業者の施工に限る。	設置費用の5分の4以内とし、補助金上限額は10万3千円。

※kWは小数点第三位以下を切り捨てとする。

※補助金額は千円未満を切り捨てとする。

※商品券は、補助金額の25%とし、千円未満を切り捨てとして交付する。

別表第2（第6条関係）

申請期間及び報告書提出期限	
申請期間	当該年度の4月1日～3月30日
報告書提出期限	当該年度の3月31日

備考 午前8時15分から午後5時まで 土日祝祭日を除く。

別表第3（第7条関係）

補助対象者区分	添付書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> ①機器等の購入又は設置・施工に係わる見積書及びその内訳書の写し等 ②機器等の形状、規格等がわかるパンフレット等 ③機器等の設置又は施工場所を示す図面又は写真等（設置前のカラー写真等） ④賃貸住宅及び使用賃借住宅である場合には、当該住宅の所有者の当該機器等を設置することについての同意書 ⑤申請者本人の宛先を記入し82円切手を添付した返信用封筒（定型第1種） ⑥その他町長が必要と認める書類
事業者が機器等を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ①発行後3ヶ月以内の公共料金の請求書若しくは領収書の写しで、機器等を設置する事業者の住所・事業者名（代表者名）・発行者名の記載があるもの。又は、発行後3ヶ月以内の不動産の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）、又は公的機関が発行する営業を証明する書類の写し（営業許可書等） ②町内に事業者を有しようとする場合には、契約又は売買に係わる書類の写し ③その他町長が必要と認める書類
車両を購入する場合	<p>（個人・事業者共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①車両購入の見積書（写し）、契約書（写し）等 ②車両等の規格、構造等が分かるパンフレット等